

規定する回数を超えて行う診療について

疾患別リハビリテーションの標準的算定日数（保険適用の期間）を超えた場合、月13単位を限度として保険適用になりますが、それを超えてリハビリテーションを行う場合は、『選定療養（保険適用外）』として患者様の負担となります。なお、その金額は以下のとおりです。

1 単位につき 2,750円（税込）

社会医療法人 孝仁会 札幌第一病院長